

茨城県鳥インフルエンザの発生の予防及びまん延の防止に関する条例に係る実施要領

(趣旨)

第1条 茨城県鳥インフルエンザの発生の予防及びまん延の防止条例（以下、「条例」という。）の規定に基づき、鶏舎設備等基準及び工事の届出等の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(鶏舎設備等基準)

第3条 条例第7条第1項の規定による鶏舎設備等基準は、別表第1のとおりとする。

(工事の届出)

第4条 条例第9条第1項の規定による届出は、様式第1号により行わなければならない。

(工事の変更の届出)

第5条 条例第9条第3項の規定による届出は様式第2号により行わなければならない。

付 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 鶏舎設備等基準

項目		基準
ケージ 構造	前面 開口部	横幅はケージ幅全面
		縦幅は 350mm 以上
	奥行	ケージ前面から背面までの奥行は 650mm 以下
	最下段の ゲージの 高さ※	最下段のケージ開口部の上縁の高さは床から 600mm 以上
	段数	3段を超える場合は3段ごとに中間デッキ（作業用階）を設置
鶏舎内 作業 スペース	通路※	通路幅は 750mm 以上
		行止まりや障害物がなく、出荷用ラックが周回可能な通路形態や床構造
	サービス ルーム	鶏舎両端に 2000mm 以上の作業スペース（サービスルーム）を確保
その他	高所から の搬出	高所から出荷用ラックを搬出するための昇降手段を確保

※中間デッキも床とみなし、中間デッキ上のケージや通路も基準の対象とする

様式第1号（第4条関係）

鶏舎等の工事届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号

法人にあつては名称、代表者の職氏名

及び主たる事務所の所在地

茨城県鳥インフルエンザの発生の予防及びまん延の防止に関する条例第9条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

1 工事の種別：

新設 ・ 建替え ・ ケージの取替え （いずれかを○で囲む）

2 工事を行う農場及び鶏舎の情報：

住 所			
名 称			
総鶏舎数	(棟)	総飼養予定羽数	(羽)
工事鶏舎の棟別概要	鶏舎名称	飼養予定羽数	備考
		(羽)	
		(羽)	
		(羽)	
		(羽)	
		(羽)	
		計 (棟)	(羽)
工事着工予定年月日	年 月 日	工事完了予定年月日	年 月 日

3 鶏舎設備等基準への適合状況

項目		基準	適合状況	整備状況 (具体的な数値、構造を記載)
ケージ 構造	前面 開口部	横幅はケージ幅全面	適・不適	
		縦幅は 350mm 以上	適・不適	
	奥行	ゲージ前面からゲージ 背面までの奥行は 650mm 以下	適・不適	
	最下段の ゲージの 高さ※	最下段のケージ開口部 の上縁の高さは床から 600mm 以上	適・不適	
	段数	3 段を超える場合は 3 段ごとに中間デッキ (作業用階) を設置	適・不適	
鶏舎内 作業 スペース	通路※	通路幅は 750mm 以上	適・不適	
		行止まりや障害物がな く、出荷用ラックが周 回可能な通路形態や床 構造	適・不適	
	サービス ルーム	鶏舎両端に 2000mm 以 上の作業スペース (サ ービスルーム) を確保	適・不適	
その他	高所から の搬出	高所から出荷用ラック を搬出するための昇降 手段を確保	適・不適	

※中間デッキも床とみなし、中間デッキ上のケージや通路も基準の対象とする

4 添付書類：

- ・ 設計図
- ・ 工事等を行う鶏舎が存する農場敷地内の平面図

鶏舎等の工事変更届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号

法人にあつては名称、代表者の職氏名

及び主たる事務所の所在地

茨城県鳥インフルエンザの発生の予防及びまん延の防止に関する条例第 9 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。

1 届出事項を変更する農場及び鶏舎の情報

住 所		
名 称		
変更内容	変更前	変更後

2 添付書類

- ・設計図
- ・工事等を行う鶏舎が存する農場敷地内の平面図

(備考)

- ・様式第 1 号提出時から変更がない添付書類については、省略可能
- ・変更内容については「別紙のとおり」と記載し、添付しても構わない